

# 環境農林水産常任委員会会議録

平成20年 4 月25日

場 所 第4委員会室

平成20年4月25日（金曜日）

午前10時5分開会

会議に付託された議案等

○環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査

○その他報告事項

・宮崎県ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物  
処理計画の策定について

出席委員（9人）

委員 長	宮原 義久
副委員 長	黒木 正一
委員	外山 三博
委員	坂口 博美
委員	蓬原 正三
委員	野辺 修光
委員	満行 潤一
委員	松田 勝則
委員	長友 安弘

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	高柳 憲一
環境森林部次長 （総括）	森山 順一
環境森林部次長 （技術担当）	寺川 仁
部参事兼 環境森林課長	飯田 博美
計画指導監	森 房光
環境管理課長	堤 義則
環境対策推進課長	道久 奉三
自然環境課長	飯干 利廣
森林整備課長	徳永 三夫

山村・木材振興課長  
木材流通対策監  
工事検査監  
林業技術センター長  
木材利用技術  
センター所長

楠原 謙一  
河野 憲二  
濱砂 金徳  
金丸 隆一  
有馬 孝禮

農政水産部

農政水産部長  
農政水産部次長  
（総括）  
農政水産部次長  
（農政担当）  
農政水産部次長  
（水産担当）  
部参事兼  
農政企画課長  
農水産物監  
ブランド対策監  
地域農業推進課長  
担い手対策監  
営農支援課長  
農業改良対策監  
消費安全企画監  
農産園芸課長  
畜産課長  
家畜防疫対策監  
農村計画課長  
国営事業対策監  
農村整備課  
工事検査監  
水産政策課長  
漁業調整監  
漁港漁場整備課長  
漁港整備対策監  
総合農業試験場長  
県立農業大学校長  
畜産試験場長

後藤 仁俊  
西田 二郎  
伊藤 孝利  
太田 英夫  
岡崎 吉博  
郡司 行敏  
上杉 和貴  
山内 年  
吉田 周司  
佐藤 吉史  
八反田 憲生  
串間 秀敏  
押川 延夫  
山本 慎一郎  
原川 忠典  
桐山 和人  
矢方 道雄  
西 重好  
桑原 智  
山田 卓郎  
那須 司  
今西 宏美  
村田 壽夫  
米良 弥  
荒武 正則

事務局職員出席者

議事課主査 大野誠一  
政策調査課主査 坂下誠一郎

○宮原委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてであります、現在お座りの仮席のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、エコクリーンプラザみやぎきの現地確認についてであります。お手元に配付いたしました調査日程のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員会の運営方法についてありますが、執行部入れかえの際には、委員長会議確認事項のとおり、10分程度の休憩を設けることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩をいたします。

午前10時6分休憩

午前10時8分再開

○宮原委員長 それでは、委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども9名が環境農林水産常任委員会委員となったところでございます。

私は、このたび、委員長に選任されました小山市選出の宮原義久でございます。一言ごあいさつをさせていただきたいと思っております。

環境森林部の皆様には、環境、そして森林行政に関することに御努力をいただきまして、宮崎県勢の発展に寄与していただいていることに感謝を申し上げます。今回の知事の所信表明にもありましたように、未植栽地の対策等、そういったことも重点項目に挙げておられます。県内の木材が1円でも高く、そして流通がうまくいって、県内の林家が潤い、宮崎県が発展すればということも考えているところでございます。また、環境の面におきましても、自然豊かな宮崎県の自然を次の世代につなげていけるような立派な行政をやっていただければありがたいというふうに考えているところであります。予算は年々厳しくなっておりますが、その限られた予算の中で立派な行政運営がされることを委員一同一緒にしっかりと活動もやっていきたいというふうに考えておりますので、今後ともよろしくをお願いをしたいと思います。

次に、委員の皆様を紹介させていただきます。

まず、私の隣が、東臼杵郡選出の黒木副委員長でございます。

次に、向かって左でございますが、宮崎市選出の外山委員でございます。

北諸県郡選出の蓬原委員でございます。

串間市選出の野辺委員でございます。

児湯郡選出の坂口委員でございます。

続きまして右側ですが、都城市選出の満行委員でございます。

延岡市選出の松田委員でございます。

宮崎市選出の長友委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の大野主査でございます。

副書記の坂下主査でございます。

次に、部長のごあいさつ、幹部職員紹介並びに所管業務の概要説明をお願いいたします。

**○高柳環境森林部長** おはようございます。環境森林部長の高柳でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

環境森林部では、地球温暖化対策や環境保全などの環境に関する分野と、水源涵養など多様な機能の発揮が期待されております森林・林業に関する分野を担当いたしております。

平成20年度につきましては、重点施策の一つに掲げられております植栽未済地対策を初めとし、環境及び森林・林業、それぞれの分野で各般の施策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは座って説明をさせていただきます。

お手元に配付いたしております「環境農林水産常任委員会資料」によりまして、部の概要等を御説明いたします。

平成20年度環境森林部幹部職員名簿でございます。紹介をさせていただきます。

総括次長の森山でございます。

技術担当次長の寺川でございます。

環境森林課部参事兼課長の飯田でございます。

計画指導監の森でございます。

総括補佐の林でございます。

技術補佐の水垂でございます。

環境管理課課長の堤でございます。

総括補佐の井上でございます。

技術補佐の河野でございます。

環境対策推進課課長の道久でございます。

補佐の天辰でございます。

自然環境課課長の飯干でございます。

総括補佐の津山でございます。

技術補佐の山下でございます。

森林整備課課長の徳永でございます。

総括補佐の日高でございます。

技術補佐の児玉でございます。

山村・木材振興課課長の楠原でございます。

木材流通対策監の河野でございます。

総括補佐の日高でございます。

技術補佐の佐藤でございます。

工事検査課工事検査監の瀆砂でございます。

林業技術センター所長の金丸でございます。

木材利用技術センター所長の有馬でございます。

最後に、議会を担当いたします環境森林課企画調整担当主幹の川口でございます。

次に、2ページをお開きいただきたいと思っております。平成20年度環境森林部の執行体制をお示しいたしております。

次に、4ページをお開きください。環境森林部施策のポイントについてであります。環境森林部では、身近な地域から地球規模までの環境問題や、依然として厳しい状況に置かれております林業の現状などを踏まえまして、「新みやざき創造計画」に基づき、施策の展開に努めることといたしております。

まず、(1)の自然と共生した環境にやさしい社会づくりにつきましては、5つございまして、まず、1つが地球温暖化防止に貢献する社会づくり、2つ目が環境への負荷が少ない循環型社会づくり、3つ目にきれいな空気・きれいな水

の確保、4つ目に豊かな自然環境の保全・創出、5つ目に環境保全のために行動する人づくり、この5項目を柱に、また、(2)の安全で安心な暮らしの確保につきましては、災害に強い県土づくりを柱に、そして、(3)の林業の振興につきましては、環境を守る多様な森林づくり、新たな木の時代を築く林業・木材産業づくり、森林と共生する活力ある山村づくり、最後に、森林・林業・木材産業、山村を担う人づくりの4項目を柱に取り組んでいくことといたしております。

次に、右の5ページをごらんいただきたいと思っております。平成20年度環境森林部歳出予算についてでございます。この表は、環境森林部の一般会計、特別会計の平成20年度歳出予算を課別に集計したものであります。表の一番下に薄い色をつけておりますが、合計の欄にありますように、一般会計、特別会計を合わせまして242億8,881万8,000円で、平成19年6月現計予算と比較をいたしますと99.1%となります。

次に、6ページをごらんいただきたいと思っております。7ページにかけまして、平成20年度環境森林部主要新規・重点事業一覧表を掲げております。これは環境森林部の平成20年度の主な新規・重点事業を、「新みやざき創造計画」の分野別施策に沿って整理したものであります。御参考にしていただきたいと思います。

次に、8ページの折り込み資料でございます。平成20年度の重点施策に位置づけられております植栽未済地対策についてであります。植栽未済地につきましては、木材の生産はもとより、山地災害の防止や水資源の涵養など、森林の有する多面的機能の発揮に支障を来すおそれがあることから、平成20年度の重点施策の一つとしてその対策に取り組むものであります。具体的

には、下の体系表にお示ししておりますとおり、既存事業に加えまして、朱書きしております6つの新規・改善事業により、総合的な植栽未済地対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、9ページ以降の主要新規・重点事業及び報告事項、並びに4月21日の常任委員会において御指示のございました資料につきましては、それぞれ担当課長から御説明を申し上げます。

なお、ここで補足をさせていただきますが、さきの4月21日の常任委員会におきまして、エコリーンプラザみやざきの浸出水調整池に関する武井議員からの質問で、「部長が報告を受けて直ちに知事に報告をするということをなぜしなかったのか」という質問に対しまして、私のほうから、「平成19年の10月に理事長から説明をお聞きしました」とお答えいたしました。その2カ月前の8月にも、公社の理事長から課題等について資料1枚での報告を受けておりますが、その際、詳細な報告を求めまして、10月に理事長から詳しい説明を受け、11月に副知事に報告をしたものであります。したがって、浸出水調整池の問題を私が初めて聞いたのは8月であります。補足をさせていただきます。以上でございます。

**○徳永森林整備課長** それでは、森林整備課の平成20年度の新規・重点事業について御説明させていただきます。

常任委員会資料の8ページをごらんいただきたいと思っております。先ほど部長が御説明しましたが、植栽未済地対策につきまして、森林整備課が担当する事業について御説明をしたいと思います。8ページの左上にございますように、県内には約2,000ヘクタールの植栽未済地がございます。この植栽未済地を平成22年度までに解消するというところで、森林整備課といたしまして

は、下の対策の表にございますように、①の既存の植栽未済地（約2千ha）の解消と、②にあります新たな植栽未済地発生の抑制、この2つの対策に取り組みたいというふうに考えております。

まず、①の既存の植栽未済地の解消ですが、これにつきましては、表にありますように、まず、約2,000ヘクタールのうちの450ヘクタールにつきまして、新たに植栽未済地解消対策事業というのを起こしまして、3年間で約450ヘクタールを解消するという事を考えております。年間150ヘクタール、3年間で450ヘクタールということにしております。それから、その下にあります、森林環境税を活用いたしまして約196ヘクタールを解消したいと考えております。それから、分収林制度を活用して823ヘクタール、それから、自然に森林に戻っていく天然力を活用して約490ヘクタール、合計1,959ヘクタールを22年度までに解消したいというふうに考えております。

それから、②の新たな発生の抑制ですが、これにつきましては、植栽未済地抑制対策事業というものと「70年の森林」間伐実施事業、2つの事業を起こして実施していきたいというふうに考えております。植栽未済地抑制対策事業については、後ほど内容については御説明したいと思いますが、「70年の森林」間伐実施事業につきましては、県内の森林の約55%が伐期にきていると、利用できる状況になっております。これを一斉に伐採しますと伐採跡地がふえるということで、伐期を超えた森林について、高齢林を間伐しながら材を供給していこうということで、将来的には長伐期施業、杉の場合35年ですが、約70年生ぐらいで伐期、収穫をしようというような施業に持ち込みたいというふうな事業

でございます。

それでは、9ページをお開きいただきたいと思います。植栽未済地造林緊急特別対策事業ですが、この事業につきましては、2の事業の概要、(4)の事業内容にありますように、先ほど御説明しましたように、今ある2,000ヘクタールをどんなふうにして解消していくか、解消策と今後新たに発生する抑制策の2つが掲げてあります。まず、解消策の2,000ヘクタールをどうしていくかという事業、植栽未済地解消対策事業ですが、10ページのフロー図を見ていただきますと、事業をどのように流しますかといいますと、(1)のフロー図にありますように、まず、市町村と森林所有者が施業の覚書を締結していただきます。その覚書に基づきまして、市町村が林業公社に施業をあっせんしていただくということになります。あっせんした林業公社が森林所有者と施業受託を結んで事業を実施していくということになります。

この事業をやることによりまして、(2)負担区分にありますように——植栽未済地といいますのは、伐採後に3年以上植林していないかまた自然の力で天然更新していないものを植栽未済地というふうにしております。通常、植栽未済地の場合は、上のほうにありますように、造林の補助が36%で、森林所有者の負担が64%ということになります。本事業を実施することによりまして、下にありますように、補助が85%、森林所有者の負担が15%ということになります。ヘクタール当たりで申しますと、通常の場合、森林所有者の負担が47万ぐらいの負担になりますが、本事業を実施することによりまして、ヘクタール当たり12万に負担軽減されるということになります。平成20年度はこの事業で150ヘクタールぐらい実施したいというふうに考えてお

ります。

それから、抑制対策事業でございますが、これは、普通の森林整備事業に県費を7%上乗せして森林所有者の負担を軽減しようと。植栽未済地になる前に植林していただくということでございます。7%かさ上げすることによりまして、森林所有者の負担が約4万6,000円ほど軽減されるということです。

以上、植栽未済地対策を集中的に実施して、これは森林所有者の理解が一番大事だと、今まで不在村森林所有者が多いということもありますので、地元の森林所有者の理解を得ながら事業を進めていきたいというふうに考えて、その体制づくりをしていきたいというふうに思っております。

森林整備課は以上でございます。

**○飯田環境森林課長** それでは、続きまして、環境森林課、主要新規・重点事業について御説明をいたします。

常任委員会資料の11ページをごらんください。流域森林・林業の活性化・適正管理推進事業であります。この事業は、県内5つの流域に、それぞれ林業関係者や行政で構成する流域森林・林業活性化センターが、植栽未済地の増加に対応するために、立木伐採に対する指導や監視を行うとともに、環境に配慮した伐採方法等の研修を実施することにより、森林の適正な管理を推進するものであります。

具体的には、2、事業の概要の(4)事業内容の①にありますように、センターが行う従来からの流域内の諸問題を検討するための協議会開催等に対する支援に加えまして、立木伐採に対する指導・監視体制の強化・支援を行うものであります。また、②にありますように、素材生産業者に対しまして、環境に配慮した伐採方

法等の研修を宮崎県造林素材生産事業協同組合連合会に委託して実施するものであります。以上でございます。

**○飯干自然環境課長** お手元の常任委員会資料の13ページをお開きください。自然環境課の平成20年度の新規事業であります、わが町のいきいき森林づくり推進事業について説明させていただきます。

この事業は、森林環境税を活用した新規事業でありまして、1の事業の目的にありますように、林業就業者の減少や木材価格の低迷などから、森林を森林所有者だけで管理していくことが難しくなっている状況等を踏まえ、市町村が行う公益上重要な森林の公有林化を支援し、森林の適正な管理・保全を図るものでございます。

右側の14ページをごらんください。フロー図に示しておりますように、森林・林業を取り巻く厳しい現状等から、無秩序な伐採や、伐採後に放置される森林も見受けられ、災害の発生上、住民生活への影響が懸念されているところであります。このようなことから、中ほどの太線の枠内にありますように、集落の上部や水源地など公益上重要な森林については、市町村による公有林化を促進し、伐採の回避や、速やかな植栽はもとより、針葉樹と広葉樹が混在した森林への誘導に取り組むこととしたところであります。

具体的な事業内容につきましては、左側の13ページに戻っていただきまして、2の事業の概要の(4)事業内容にありますように、中山間地域内の市町村におきまして、山地災害の防止等のため、伐採の回避等が必要な森林を市町村が取得する場合に支援するものであります。なお、対象地域として、補助率につきましては、下段の表にお示ししておりますように、過疎地

域や振興山村地域では2分の1を、離島振興対策実施地域や半島振興対策実施地域及び特定農山村地域では3分の1を助成することとしており、補助対象区域は右側のページの一番下の図面にお示ししております。

また、予算額といたしましては、2の事業概要の(1)にありますように、1,600万円を計上しております。

自然環境課の説明は以上であります。

**○堤環境管理課長** 環境管理課の平成20年度主要新規・重点事業を御説明いたします。

常任委員会資料の15ページをお開きください。未来につなぐ「ふるさとの水辺」再発見事業であります。

1の事業の目的であります。ふるさとの水辺を体験するイベント等の情報を県民に発信することにより、水辺の魅力を再発見する機会をふやし、県民だれもが触れ合い、親しめる水辺環境づくりを推進するものであります。

2の事業の概要であります。1) 予算額は761万6,000円であります。

具体的には、右側の16ページのイメージ図で御説明いたします。まず、イメージ図の上のほうをごらんください。国、県、市町村、NPO等が実施するカヌー教室や、水辺環境調査等の水辺体験イベントや、県民が持っている水辺情報を一元化して、県民にインターネット等で情報を発信したり、夏休み前に小中学校へ直接情報を提供することとしております。

次に、イメージ図の中ほどをごらんください。県民は、これらの一元化された情報を入手することにより、水辺環境に触れ合う機会が得やすくなります。また、県では、県民からの情報を得て水辺環境調査結果をまとめたマップを作成したり、県民が選ぶ親しめる水辺を選出し、そ

の情報を県民へ提供いたします。さらに、河川浄化活動を実施する団体等への支援やワークショップを開催することにより、水辺再発見の機会の創出につなげていくとともに、市民団体等の組織強化やネットワーク化を進めてまいります。

これらの取り組みにより、県民の川を大切にしようという意識の向上を図り、だれもが触れ合い、親しめる水辺環境づくりを進めていくものであります。

環境管理課は以上でございます。

**○楠原山村・木材振興課長** それでは、山村・木材振興課の主要新規・重点事業について御説明いたします。

資料の17ページをごらんいただきたいと思います。特用林産物生産振興総合対策事業についてでございます。

1の事業目的ですが、シイタケ等の特用林産物は山村地域の貴重な収入源となっております。しかしながら、生産者の減少・高齢化などにより生産量の減少が続いております。一方、消費者ニーズが国内産へとシフトする中で、生産拡大や安全ブランドの確立が求められております。このため、生産基盤の整備等により生産体制の強化を図りますとともに、新規参入の促進や安全ブランドの強化を図り、生産者の経営安定などに資することとしております。

2の事業概要の予算額にありますように、平成20年度は1,974万1,000円の予算を計上しております。事業期間は、本年度から22年度までの3カ年間、事業主体は市町村などであります。

4の事業内容であります。①の特用林産物生産体制強化事業では、生産コストの低減や品質の向上、シイタケ原木の安定供給への取り組みの支援を、また、②の特用林産新規参入促進



事業では、生産に必要な資機材の整備等いたしまして新規参入者の支援を、さらに③のトレーサビリティ確立支援事業では、生産から流通・加工に至る履歴が確認できるトレーサビリティシステムに基づく認証品の販売促進やシステムの整備等に対する取り組みについて支援してまいります。

これらの取り組みによりまして、山村地域の所得確保の手段として有効なシイタケ等の特用林産物の生産拡大を図ってまいりたいと考えております。

山村・木材振興課からは以上であります。

**○道久環境対策推進課長** 報告事項、宮崎県ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理計画の策定について御報告いたします。

常任委員会資料の19ページをお開きいただきたいと思っております。

1の策定の理由で、この策定の背景でございます。①に書いてございますように、PCBとは、熱で分解しにくく、電気絶縁性が高いなどの性質を有する油状の物質でございまして、これまでトランス（変圧器）やコンデンサ（蓄電器）といった電気機器の絶縁油などに使用されてきました。しかしながら、②にありますように、昭和43年、米ぬか油の製造過程でPCBが混入いたしまして、それを摂取した人の肌に異状が発生するなどとしたカネミ油症事件、これを契機といたしまして、その有害性などが問題視され、昭和49年以降は製造や新たな使用が禁止されております。このため、PCB廃棄物を早急に処理する必要がございましたけれども、施設の設置に当たり住民の理解が得られなかったことなどによりまして、③のとおり、処理体制の整備がおくれ、長期にわたって事業者による保管が行われてまいりました。その結果、紛

失とか漏えいによる環境汚染の進行が懸念されましたことから、平成13年6月に、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が制定されまして、国におきましては、平成28年7月までに全国のPCB廃棄物の処分を完了させることにいたしました。

(2)にございますように、この法律第7条の規定に基づきまして、都道府県等がPCBの廃棄物処理計画を策定することになっておりまして、(3)にありますように、県内のPCB廃棄物の早期かつ計画的な処理の促進によりまして、環境汚染の未然防止、将来にわたる県民の健康を保護することによりまして、生活環境の保全を図ろうとするものでございます。

次に、2の計画の概要でございますけれども、(1)の計画の期間につきましては、平成20年3月から27年3月までとしております。なお、米印に記載しておりますとおり、法律上は平成28年7月までに処理を行うこととなっておりますけれども、実際に処理を受け入れる施設、本県の場合、北九州市の施設に搬入するわけですけれども、こちらのほうの施設が平成27年3月までで事業を終了することとされているために、県の計画期間をこれに合わせております。

対象となる主なPCB廃棄物ですけれども、本県では、(2)にございますように、高圧トランスが63台、高圧コンデンサが1,183台などとなっております。

20ページになりますけれども、(3)の処理方法についてでございます。本県のPCB廃棄物につきましては、国の出資法人でございます日本環境安全事業株式会社が、本県を含みます17県における処理を目的として、北九州市に設置しました施設におきまして行うことといたしております。なお、具体的な搬入期間につきまし

ては搬入行程表に記載のとおりでございます。

次に、(4)にありますように、計画推進のため、確実かつ適正な処理体制の確保、適正処理の推進に必要な監視・指導その他の措置、適正処理の推進に必要な関係機関との連携等を3つの柱といたしまして、確実かつ適正な処理と期限内の処理の実現に向けて取り組んでまいります。

3にございますように、施行期日は平成20年3月27日でございます。

次に、先日、21日の委員会で要求のありましたエコクリーンプラザみやぎきの浸出水調整池に係る資料につきまして、別添の提出資料、それから1枚紙、ちょっと分厚い冊子2冊、この4つの資料で御説明させていただきます。

まず、提出資料の1ページをお開きいただきたいと思えます。坂口委員から要求のありました浸出水調整池の第3水槽の補強工事に関する資料についてでございます。この工事請負変更契約書の写しは、公社が平成17年6月16日に第3水槽を含む浸出水調整池工事2工区につきまして、3,982万1,000円の増額の変更契約を行ったものの写しでございます。第3水槽の補強工事につきましては、総額1億7,600万円余であったとのことですが、この契約書の写しは、当該工事のうち公社が負担した分を示すものでございます。

次に、浸出水調整池の変状原因についてという1枚紙をごらんになっていただきたいと思えます。この資料は、公社、設計者及び施工管理業者並びに盛り土工事施工業者の三者の担当者が、浸出水調整池の沈下のメカニズムとその原因についての協議の結果を記録したものでございます。この協議結果により、第3水槽の補強工事を三者が負担することとなったものと聞いて

ております。

次に、もう一度、提出資料の2ページをごらんになっていただきたいと思えます。長友委員から要求のありました産業廃棄物とシュレッダーダストの処理状況についてでございます。エコクリーンプラザみやぎきに搬入された廃棄物を焼却及び埋め立てした量は、下の表の段の合計欄にございます。焼却量及び埋立量、これが合計欄でございます。その下の、うちシュレッダーダストというのが全体の中のシュレッダーダストの分、うち県外分というのはシュレッダーダストのうちの県外分という意味でございます。

この表にございますように、17年度が全体で1,295トン、18年度が7,308トン、19年度が9,357トンでありました。このうち、シュレッダーダスト、このシュレッダーダストというのは、表の下に書いてございますけれども、廃自動車等を破碎、選別し、金属等を回収した後に残るプラスチックやゴム、ガラス等から成る廃棄物ですけれども、シュレッダーダストの欄をごらんいただきたいと思えます。平成17年度は275トンで、その下にございますように、県外から搬入された分はございません。18年度は5,146トン、そのうち県外から搬入された分が3,482トン、19年度は5,987トン、そのうち県外から搬入された分は3,404トンでございました。

それでは、分厚い資料のほうをお願いいたします。坂口委員からお尋ねのありました、有害物の濃度の高まりによる浸出水処理施設の処理能力への影響に係る、浸出水調整池から処理施設へ入ってきたときの水と処理した後の水の濃度をはかった計量証明書の写しでございます。これは2種類ございまして、計量証明書の文章の下、試料名と書いてございますけれども、浸

出水（原水）といいますのが、浸出水調整池から処理施設へ入ってきたときの水の計量証明書でございます。それから、もう一つ、浸出水処理施設処理水というのは、処理した後の水の計量証明書でございます。この2つの資料につきまして、平成17年10月分から平成20年3月までの資料をおつけいたしております。

なお、このほか、長友委員から要求のございました浸出水調整池の施工管理に関する資料につきましては、ただいま公社へ照会中でございます。

私からは以上でございます。

**○宮原委員長** 執行部の説明が終わりました。質疑はありませんか。

**○坂口委員** 僕が請求したのは、これも含めてですけど、工事費に関しては協議簿ですね、ここに至った協議簿です。だれにこういう理由があったから、だれが負担しようということに至った協議簿を1つは請求しているんです。それから、もう一つは、今、処理水と処理前水、浸出水、これもですけど、これを見れば、処理する前、した後を見ると、この前も言いましたように、塩化物イオン濃度なんかは、処理後だっただけでリッター当たり9000、1万ミリグラムあるんですね。ところが計画では、イオン濃度は3000ミリリッターの処理前水が出てきて、3000ミリリッターでそのまま出すんだということになっているから、当然こういうことが生じたときに処理能力は極端に低くなるんじゃないか。だから、どういう処理をやって、どれぐらい一日処理できているんだ、その資料をとったんだけど、これは一部資料ですよ。これじゃきょうの話は続きができません。

**○道久環境対策推進課長** まず、協議簿の件でございますけれども、私どもも協議簿というも

のにつきましては作成するものだという事はお聞きいたしております。ただ、私どものほうが公社のほうにその提出をお願いいたしておるところでございますけれども、現在のところ確認中ということで、私どものほうにはいたしておりません。

それから、塩の問題でございますけれども、計画値3000に対しまして1万ということでございますけれども、そちらのほうにつきましては、処理能力が、脱塩施設というものでやっているんですけれども、そちらのほうがなかなかうまくいかないというような状況でございます。

**○坂口委員** そうじゃないんですよ。僕が聞いたのは、これはあそこに見学に来た人も含めて説明用に使っている資料で、こういうことだから安心なんですよという説明資料の12ページに、原水水質については、カルシウムイオン ( $Ca^{2+}$ )、これについては原水は1000ミリグラムパーリッターで入ってくるんですよ。塩素イオン ( $Cl^{-}$ ) については3000ミリグラムパーリッターで入ってくるんですよ。それを処理して、カルシウムイオンについては100ミリグラムパーリッター以下に落として、 $Cl^{-}$ イオンについては3000だったら落とす必要はないからそのままなんですけど、そんなにしてしっかりした安全な水にして、しかもクロードシステムでやっているんですよ、だから安心なんですよという説明をしていて、能力がこれだけしかないのに、どういふのが入ってきて、突発的なことが起こったから、そして濃度が当然変わるような処理状況になっているから、どれぐらいの濃度が入ってきているのか。そうすると、このプラントはそういった能力を持たなければ処理ができなくなるんじゃないかと、その判断根拠をやりたいから、そういった基礎資料をくださいと僕は言っ

たんです。

いい加減ですよ。例えばこれを見ても、僕がこれが欲しかったのは、この一部なんですよ、これは結論だから。三宅副知事が平成17年には印鑑を押しているじゃないですか、決裁書に。ということは、この時点で副知事は知ったということなんです。県の説明では、先ほども修正されたけど、何年と言われたですか。だから、そういうことを一つ一つ詰めていかないと、今回我々がやらなきゃいけない一番大切な作業は、400億近く投資をしたものが閉鎖されるか、閉鎖されずにオープンできるかということで、オープンの道を確認しなければいけません。そのためには地域の方が、やっぱり県は信頼できると、施設は安心できるというところに僕らは持っていかなきゃいけません務めがあるんですよ。そこに持っていく作業を今やっているんです。そのためには的確に欲しい情報を出していただくということ。それを出すのは、何も宮崎市の検査係の係員じゃなくて、まず一番周辺に住んでいる人たちに、我々を通してそこに情報を提示していくというのがあなた方の義務なんです。それを避けたらこれは先で行き詰まるということ。だから、的確に今後は委員長も厳しく求めた資料は、私は法的に整備がされている、されていないはずだということまで説明して求めたんです。それはコピーをとれば済むことなんです。これじゃ信頼して進められないですよ。だから、まずは部長にお聞きしますが、そういう目的を持ってここに臨んでおられるか。あの施設を何としても今後とも、巨額を投じたんだから、無駄遣いしないように、使えるようにする道を開くんだということと、そのためには施設が安全であるということをまず県民にわかっていただくこと。決して税金についても無駄な投資は

いたしませんということをお納税者に理解していただくこと、この3つは不可欠な要件で、だれにそれを提供するよりも先に県民に提供しなければならんということ、まずここで理解していただけるかどうかです。そしてこの委員会に臨んでいただけるかどうか。

**○高柳環境森林部長** 私どもこの事実を確かに把握して、対応についていろいろ御批判ございましたが、私どもとしましては、この施設がまず県民、特に地域住民の方に信頼していただくためには、やはり情報を明らかにして、それをオープンにして、そして、私どもは誠意を持って一つ一つ解決していくという姿勢でいくしかこれはないというふうに考えております。それしか理解は得られないというふうに思っておりますので、基本的には私ども一生懸命資料等も求めていきたいと思っております。ただ、実際、県のほうには資料が基本にございませんで、公社のほうにいろいろ求めていきたいと。ただ、きのうも資料を求めて出てこなかったものから、きのう立入検査もございまして、なかなか向こうは対応できなかったものから、時間外に職員を向こうのほうに行かせて確認を一緒にしてくださいということで、先ほど別冊で出たものはきのう遅くいただいたものから、こういう形での報告になったということで、基本的には、今、坂口委員おっしゃるようなことは、私ども当然基本的な認識として持って当たるべきだというふうに考えております。

**○坂口委員** 全くそのとおりと思うんです。今どういう状況かという、1つには、我々は二元代表制の代表ですね。県民を代表して物を言っているわけです。そこで、ここで言えばどういうスイッチの押し間違いがあったかという、知事に報告されて、知事はよそごとみたいなこ

とでしょう。我々にも、二元代表の県民代表だということでもずは我々を信頼して報告していただければ、これは部長大変なことよと、即情報を提供して、そして県は今こういう考えで取り組んでいるから、とりあえずは住民の皆さん混乱をしないでくださいと説明したら、もっと混乱しなかった。この情報をまだ伏せるだけの混乱が起きていますか。どうなっているのか教えてくださいというだけのことじゃないですか。暴動も起きていないし、あそこで阻止行動もまだ起こっていないですよ。だからもっと県民と議会を信頼してもらって、あのとき知事に報告が行ったのと同時に我々に報告が来ていればもっといい知恵が出た。これは済んだことだからどうしようもない。

それから、今、公社が言っていることは、原因も究明して責任も明確にしていきたい。だけど一番は、まず、安心して使えるようにとりあえずさせてくれということで調査をやりますと言っているでしょう。その調査だって、だれにどういう事項について調査されようとしているんですか。調査には着手されたんですか、されていないんですか。

**○道久環境対策推進課長** 地元に対する説明につきましては、22日の日に宮崎市の北地区に対しまして、役員会……。

**○坂口委員** ちょっと時間がもったいないから。そういうことは我々わかっているの。今聞いたのはそんなことを聞いてないですよ。僕が聞いたのは、こういうぐあいに心がけてほしいけれども、尋ねたのは、調査はどういう目的を持ってだれに何を調査させようと考えていて、そして、その調査結果から何を得ようとしているのかということですよ。

**○道久環境対策推進課長** 現在のところ、公社

のほうからまだそちらのほうにつきましては聴取いたしておりません。

**○坂口委員** だから、今、我々もそうだけど、公社が本当に信頼できるのかどうかと。頼れるのは県なのか議会なのか。住民は少なくとも公社は信頼できないとしているんですよ。そこにお任せコースですか。原因者に解決までお任せコースですか。それじゃ今、部長の言われた姿勢と少なくとも言動が一致していないような気がするんです。僕が気がかりなのは、ここらに出てくることにつながった落ち度がありましたよということが出てきていますね、先ほどの資料に。この人らが調査をやるなんていったときには、県民はその調査結果は信頼しないですよ。だから、調査を任せる業者については、どういう専門業者にどういう調査を委託するんだということも既にここで方針を出しておいていただかないと、向こうがどんな調査をするかわからんとですわと。まだ何も言うてこんとですわなんていうことで、部長の姿勢を示されたけど、そこらに至っているとは僕は判断できないですよ。

**○道久環境対策推進課長** その調査のほうにつきましては、今後公社のほうと協議して進めてまいりたいと思います。

**○坂口委員** 少なくともそのときに第三者じゃないと、関係した業者には調査は僕はさせるべきじゃないと思うんですね。そこらが出してきた調査については議会も信頼しないし、住民も信頼しないと思うんです。そこだけは原則守っていただきたい。そういう行動を選択しようとしていたら、それはすぐにとめていただきたい。要望でいいです。

**○宮原委員長** 坂口委員からありましたように、詳細な資料要求のあったものについては、なる

べくそろえて出させていただきますよう要望しておきます。ほかにありませんか。

**○外山委員** きょう午後、委員会で現地を見ようということになりましたが、ちょっとお尋ねしたいのは、県が関与し、宮崎市含めた町が関与していますね。公社がある。公社と県と市町、この関係ですよ、責任の所在が最終的にどこに行くのか、そのところを明確にしないと、今後公社がやるのをただ見ておられますということでもいいのか、それとも最終的には県が全部責任を持ちますということになるのか、そのところを明確にしないといけないと思うんですが、ちょっと説明をお願いします。

**○道久環境対策推進課長** 公社につきましては、県が中心になりましてつくった財団法人でございますけれども、県のほうはあくまでも、県内各市町村の産業廃棄物処理場に対する要望、こちらのほうの要望を受けまして公社を設立したものでございます。それはあくまでも産業廃棄物を処理するという考えでございましたけれども、最終的に、一般廃棄物の処理の責任者である現在11市町村の一般廃棄物のごみ処理、これを11市町村の委託を受けて処理しているものでございます。ですから、今回のことにつきましては、あくまでも公社が主体を持って行っている廃棄物の処理事業でございますので、責任はどこにあるのかといえば、公社にあるというふうに認識いたしております。ただし、指導監督といいましょうか、そちらのほうは、団体の所管でございますのは県でございますので、指導監督は県は行うべきであるというふうに思っております。

**○飯田環境森林課長** 今、環境対策推進課長が言われたとおり、公社というのは、最初から、建設当初から関与していると、それと、今、市

町村、また公共関与の産業廃棄物について運営を委託されていると。基本的には公社のほうが全面的に今回の事件については責任があるというふうに考えておりますけれども、ただ、これについては、県が当初からかなり関与しているという状況もございますので、そこ辺については法的な整理をしていってやらないといけないと思いますが、今ある現在の施設につきましては、市町村の持ち分と公社の持ち分ということになっておりますので、そこ辺の整理もした上で今後検討していかないといけないと思っておりますが、基本的には公社のほうに責任があるというふうに私は考えておるところでございます。

**○外山委員** 今説明を聞いておまして、道義的には責任が県はあるような感じの説明だったんですが、法的な責任、例えば人命事故なんか起こったとき、法的な責任というのはどうなんですか、県の立場というのは。それもないんですか。

**○飯田環境森林課長** それは先ほど申しましたとおり、基本的には環境整備公社のほうですべて検査等やっていますから、責任はございますけれども、ただ、例えば県の派遣職員とか、当初からの設立の経緯から住民対策とかいろいろやっておりますので、その関与等との関係とかそれについて今後検討させていただかなければ、この場で正式にはお答えは差し上げられないというふうに考えているところでございます。

**○外山委員** 非常に微妙というか、市と町、県、公社、3者の立場がありますね。ですから、私も、どこに最終的な責任があるかというのはちょっと今わかりませんが、県のほうにないということであれば、公社のほうにすべて任せて一々報告をさせる必要はないんでしょうが、今

の説明を聞いておると、報告を全部聞いて指導もしたいということのようですから、非常に微妙なところがあるから、きょう今ここでそのところを明確にということじゃなくて、少し時間を持ってきちっと整理をしていただいて報告してもらいたいと思います。きょうはそこです。

○坂口委員 委員長、僕の答弁がないままこっちに移ったんですよ。僕は、今この資料をいただいたけど、平成17年6月に三宅副知事の印鑑が押してあるけど、これでも県は知らなかったと言うんですかというふうに言って。僕が要望と言ったからかもしれんけど、要望は別項目についての要望を出したんですよ。

○宮原委員長 今のことについて。

○道久環境対策推進課長 この工事請負変更契約書、稟議はどこまで回ったかというところもあろうかと思います。公社のお話によりますと、1,000万円以上は常務、5,000万円以上が副理事長というふうになっているということでございます。ですから、今回のこの契約につきましては常務で処理されたものというふうに考えております。

○坂口委員 それなら常務の印鑑じゃないとおかしいですよ、公印だから。公社の定款と服務規程、それから細則、そういったのに係るもの、これをこの次でいいですよ、これもコピーでぱっと出ますから。そして、その定款なりが仮に途中で変更でもされていれば、新旧の定款、この写しを極力早い機会に委員会に提示していただきたい。今のところなんですよ。決裁は、これはサービスの中の運用なり、身内内の規約の中で、理事会の権限とか、最高責任者とか、公印はだれが使うことができるのかとか、こういったことが決められている法律、憲法版、定款を

まず出してくださいよ。そこらをもとに話していかないとどうも答弁の整理がまずいような気がする。今でも本当は出せると思うんです。部には定款はあると思うんですよ、公社を立ち上げたときの。だから、今出せれば、だれかを走らせていただければ、今の話の続きはできると思うんですけど。

○道久環境対策推進課長 できるだけ早く委員会に提出させていただきます。

○坂口委員 今できないですか。

○宮原委員長 暫時休憩をいたします。

午前11時9分休憩

---

午前11時18分再開

○宮原委員長 それでは、委員会を再開させていただきます。そのほか質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 ほかにないようでありますので、それでは、以上をもって環境森林部を終わらせていただきます。執行部の皆様には御苦勞さまでした。

暫時休憩をいたします。

午前11時18分休憩

---

午前11時24分再開

○宮原委員長 それでは、委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども9名が環境農林水産常任委員となったところでございます。私は、このたび、委員長に選任されました小林市選出の宮原義久でございます。一言ごあいさつを申し上げます。

遅くなりまして本当に申しわけありません。当委員会は、環境農林水産常任委員会の中の農政水産部ということで、食の安心・安全という

ことが求められております。一方、それぞれ農業を取り巻く、また水産業を取り巻く現状は、高齢化なり、担い手不足という大変深刻な状況にあると思っております。原油の高騰によりまして、畜産または水産を取り巻く環境も大変厳しいかなというふうに思っておりますが、限られた予算であります、その予算の中で最大限に効果が出るような施策を皆さんとともに打っていければというふうに考えているところでありますので、今後ともよろしくお願いをしたいと思っております。

それでは、次に、委員の皆様を紹介させていただきます。

まず、私の隣が東臼杵郡選出の黒木副委員長でございます。

次に、向かって左側ですが、宮崎市選出の外山委員でございます。

北諸県郡選出の蓬原委員でございます。

串間市選出の野辺委員でございます。

児湯郡選出の坂口委員でございます。

続きまして、向かって右側ですが、都城市選出の満行委員でございます。

延岡市選出の松田委員でございます。

本日は欠席であります、宮崎市選出の長友委員の9名でありますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

次に、書記を紹介いたします。

正書記の大野主査でございます。

副書記の坂下主査でございます。

次に、部長のごあいさつ、幹部職員紹介並びに所管業務の概要説明をお願いいたします。

**○後藤農政水産部長** 農政水産部長の後藤仁俊でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

本県の農水産業を取り巻く情勢は大変厳しい

状況にあります、平成20年度におきましても、農政水産部一丸となりまして、本県の農業、水産業及び農村・漁村の発展のため、積極的に取り組んでまいりたいと存じます。委員長を初め、委員の皆様には、どうぞ御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは座って説明をさせていただきます。

まず、常任委員会資料、1ページお開きいただきまして、右側の目次をごらんいただきたいと思っております。本日は、私から、幹部職員名簿以下6つの項目について説明させていただきます。

それでは早速でございますが、1ページをお開きいただきたいと存じます。幹部職員の紹介でございます。

まず、私の右手になります。総括次長の西田二郎でございます。

続きまして、左手です。農政担当次長の伊藤孝利でございます。

続きまして、右手でございます。水産担当次長の太田英夫でございます。

続きまして、右手になります。部参事兼農政企画課長の岡崎吉博でございます。

続きまして、右手になります。地域農業推進課長の上杉和貴でございます。

続きまして、後列にまいります。営農支援課長、吉田周司でございます。

続きまして、農産園芸課長、串間秀敏でございます。

続きまして、畜産課長、押川延夫でございます。

農村計画課長、原川忠典でございます。

農村整備課長、矢方道雄でございます。

水産政策課長、桑原智でございます。

漁港漁場整備課長、那須司でございます。

農水産物ブランド対策監、郡司行敏ござい



ます。

担い手対策監、山内年でございます。

農業改良対策監、佐藤吉史でございます。

消費安全企画監、八反田憲生でございます。

家畜防疫対策監、山本慎一郎でございます。

国営事業対策監、桐山和人でございます。

工事検査監、西重好でございます。

漁業調整監、山田卓郎でございます。

漁港整備対策監、今西宏美でございます。

総合農業試験場長、村田壽夫でございます。

農業大学校長、米良弥でございます。

畜産試験場長、荒武正則でございます。

水産試験場長、関屋朝裕でございます。

最後に、議会を担当いたします農政企画課企画調整主幹、小倉久典でございます。

名簿には課長補佐以上を記入いたしておりますが、時間の関係がございまして紹介は割愛させていただきます。

以上で紹介を終わります。

続きまして、資料の4ページをごらんいただきたいと思っております。農政水産部の執行体制図を掲げております。

次に、資料の5ページから6ページにかけて、農政水産部各課の事務分掌を掲載しております。後ほどごらんいただきたいと思っております。

続きまして、資料の7ページをごらんいただきたいと思っております。項目Ⅳの平成20年度農政水産部予算編成の基本的な考え方について御説明させていただきます。

まず、1の農水産業・農漁村を取り巻く情勢につきましては、農水産業は、食料の安定供給や国土保全の多面的な機能を有し、県民生活の向上と安定のために不可欠な役割を果たすとともに、経済波及効果も大きく、本県の基幹産業として地域経済に重要な役割を果たしておりま

す。しかしながら、近年、WTOやEPAに象徴される国内外の産地間競争の激化を初め、担い手の減少や高齢化の進行などの構造的な課題に加えまして、水産業における新しい海洋秩序の成立や、資源悪化等による漁業生産の減少、さらには、地球温暖化の進行や山間地域農業の振興などへの対応、原油、飼料価格の高騰などさまざまな課題が顕在化してきておりまして、これらの課題への的確な対応が求められております。

このような中で、2に記載しておりますように、平成20年度当初予算の編成におきましては、「第六次宮崎県農業・農村振興長期計画」及び「宮崎県水産業・漁村振興長期計画」の着実な推進を図るとともに、「新みやざき創造計画」に位置づけられた新たな取り組みを進めるための予算を編成いたしております。また、極めて厳しい財政状況の中で、宮崎県行財政改革大綱2007の趣旨を踏まえまして、選択と集中の理念のもと、平成20年度重点施策や、地球温暖化の進行、さらには飼料価格高騰などの顕在化している新たな課題について積極的に対応していくこととしております。

3に、重点推進分野を掲載しております。まず、①の農業部門におきましては、長期計画の5つの柱に基づきまして、明日の宮崎農業を支える意欲あふれる「担い手」づくり、安全・安心・健康な食を供給する個性あふれる「産地」づくり、消費者の信頼に支えられた「食」と農の絆づくり、「環境」とともに歩む循環型農業づくり、ふるさとの宝を活かす「地域」づくり、これらに重点的に取り組んでまいります。

また、資料の8ページでございますけれども、水産部門につきましては、豊かな資源の確保と持続的利用の推進、競争力のある経営と消費者

に信頼される水産物の供給の推進、果敢に挑戦する、多様な担い手の確保、多面的機能を発揮する、快適な生活・交流空間である漁村・内水面の創造、元気のいい水産業を支える水産技術開発の推進、これらに重点的に取り組んでまいります。

以上が、農政水産部の予算編成の基本的な考え方でございます。

次に、資料の9ページをごらんいただきたいと思います。項目Vの平成20年度農政水産部予算の課別概要についてでございます。農政水産部の平成20年度当初予算につきましては、一般会計が424億3,408万6,000円でございます。対前年6月補正後比では90.8%となっております。特別会計は5億4,568万4,000円、対前年6月補正後比99.6%、農政水産部合計で429億7,977万円、対前年6月補正後比90.9%となっております。課別の予算につきましては、下の表を参考にさせていただきたいと思います。この予算の執行に当たりましては、事業に早期に取り組みまして、十分な進行管理を行いますとともに、効率的、重点的な事業の推進を図りまして、長期計画の達成に努めてまいりたいと存じます。

次に、資料の10ページをごらんいただきたいと思います。このページから12ページにかけて、「第六次宮崎県農業・農村振興長期計画」及び「宮崎県水産業・漁村振興長期計画」に基づく重点事業の体系表を掲載しております。その中の網かけのしてあります主要な事業の概要につきまして、この後、関係課長から説明させていただきます。

私からは以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○岡崎農政企画課長** それでは、平成20年度の新規・重点事業について御説明いたします。

委員会資料の13ページをお願いいたします。事業名、きらり輝く山間地域農業活性化プロジェクト事業についてであります。

まず、14ページをごらんいただきたいと思います。この事業は、担い手不足や地域活力の低下などによりまして、荒廃の懸念されております中山間地域の活力再生を図る取り組みを推進するため、農業という産業面から、地域の活性化に向けた創意工夫をオーダーメイドで支援するものであります。このため、本年度の重点推進分野であります中山間地域対策として位置づけ、農業分野のみならず、加工分野や林業分野とも連携を図りながら、県が事業メニューを提示するのではなく、地域（集落）提案型の事業を実施いたします。

具体的には、資料の上段から中段の欄に記載してありますように、集落がみずから活性化に向けた取り組みを話し合い、集落企画書として作成・提案し、第三者委員会によるアドバイスや審査を経まして事業認定いたしました企画に対し、県と市町村で設置いたします山間地域農業活性化支援基金から支援を行ってまいります。なお、集落企画書で提案される事業として、下段の基金メニュー例にありますような取り組みはもとより、中段右側の欄にありますように、他産業との連携による新たなビジネスチャンスを生み出す地域の特長を生かした取り組みを期待いたしております。また、基金による支援後も、引き続き地域の活性化が図られるよう、農林振興局等で助言していくことといたしております。本事業で山間地域の集落が主体的に地域活性化の方策を検討する中で、きらりと輝く産地に生まれ変わり、地域の活性化が図られることを目標といたしております。

13ページにお戻りいただきまして、2の事業

概要にありますとおり、事業期間は平成20年度から22年度とし、3年間で県と市町村が3対1の割合で造成いたしました総額3億円の基金から助成を行うこととしておりまして、平成20年度は予算額として1億476万6,000円を予定いたしております。

続きまして、15ページをお願いいたします。事業名、地球温暖化対応産地構造改革モデル実証事業についてであります。これにつきましても16ページのほうで御説明いたします。

近年、地球温暖化が急速に進行し、その影響と思われる異常気象が頻発しております。説明資料の左側の欄にありますように、日本の平均気温は上昇傾向にあり、降水量も多い年と少ない年の差が大きくなって、集中豪雨化の傾向が見られております。本県でも30年前と比べ、平均気温で1.1度、最低気温では2.5度も上昇しております。これらによりまして、農業分野では、早期水稻の収量・品質の低下、越冬病害虫の増加、家畜等の生産性の低下、水産分野では、海水温の上昇による藻場の減少や魚種の変化などの影響が懸念されており、温暖化への対応は、本県農水産業にとりまして避けて通ることのできない課題であります。このため、県といたしましては、資料の中央にありますように、熱さから農水産物を守る対策、熱さを生かす対策、温暖化を抑える対策の3つの視点から温暖化に対応してまいりたいと考えております。

まず、長期的な取り組みといたしまして、資料の右側にありますように、総合農業試験場内に部門横断的な研究センターを設置し、温暖化の影響把握や米づくりのあり方などを検討するとともに、全国からの研究課題の募集や産学連携による対応技術の開発を促進するなど、温暖化に関するさまざまな情報の集積と研究の促進

を図ることといたしております。

次に、短期的な取り組みといたしまして、既存品目を中心とした対応技術の実証や、大型化する台風等による被害を緩和する浮沈式養殖生けすの導入など、温暖化の影響を受けにくい経営の実証に取り組んでまいりたいと考えております。また、温暖化の抑制対策といたしまして、下段にありますように、脱石油化を目指した施設暖房機器等の導入実証や、菜種油を使ったバイオディーゼル燃料サイクルの構築などに取り組み、地球環境にやさしい農水産業の実現を目指すことといたしております。

これらの取り組みを進め、平成23年度には温暖化対応産地構造改革計画を策定し、地球温暖化に対応した宮崎モデルの農水産業への構造転換を進めてまいりたいと考えております。

15ページにお戻りいただき、2の事業概要にありますとおり、事業期間は平成20年度から22年度までの3年間で、平成20年度の予算額は5,298万1,000円を予定いたしております。

説明は以上であります。よろしく申し上げます。

**○上杉地域農業推進課長** 地域農業推進課でございます。平成20年度の主な重点事業について御説明申し上げます。

委員会資料の17ページをごらんください。みやざきフロンティア農地再生事業についてでございます。

18ページのポンチ絵で御説明を申し上げます。ポンチ絵の左下にございますけれども、本県の農振農用地内には復元すべき要活用農地が1,033ヘクタールございます。本事業は、市町村が優良農地に再生すべきと定めたこの1,033ヘクタールの耕作放棄地を解消するため、ポンチ絵の上段でございますけれども、優良農地創出プロジェ

クト活動推進事業により、県及び各地域にプロジェクトチームを設置し、耕作放棄地の所有者に再生すべき農地であることを通知した上で、筆ごとの解消計画を立てるとともに、不在村地主等が所有する耕作放棄地も含めた利用権や所有権移動や再生整備の施行管理等に取り組むコーディネーターを配置することといたします。

また、この耕作放棄地の所有者や利用者が再生事業に取り組みやすくするために、ポンチ絵の下段でございますけれども、優良農地創出事業で、県農業振興公社が事業主体となり、補助率の高い国庫事業を導入するとともに、農地保有合理化学業を併用することで初期投資の軽減を図ることといたします。

続きまして、ポンチ絵の右側でございますけれども、再生整備した農地の受け皿となる担い手を確保するため、フロンティア法人活動支援事業により、他産業からの農業参入を目指す企業や法人化を目指す認定農業者に対して、県の農業会議や社団法人県農業法人経営者協会が実施する研修会や個別指導等を支援するとともに、法人の経営安定に必要な農業機械や施設の整備を助成することといたします。

資料の17ページに戻りますけれども、事業実施期間は平成20年度から23年度までの4年間を考慮しております。平成20年度の予算額は1億6,211万4,000円となっております。以上でございます。

**○吉田営農支援課長** 19ページをお願いいたします。みやぎ食の安全・安心確保総合対策事業についてでございます。

当事業は、近年の食品表示の偽装を初めとする食の安全・安心に対する不祥事が相次ぐ中、食品関係者の食の安全・安心に対する意識の醸成を図り、食品の品質表示の適正化を推進する

ため、関係者に対するコンプライアンス、いわゆる法令遵守の徹底や、県産品の表示状況に対する監視・指導体制の強化など、生産から販売に至る食の安全・安心を確保する取り組みを実施するものであります。

事業の概要でございますが、予算額は340万1,000円でございます。事業期間は平成20年度から22年度までの3カ年事業としております。県が事業主体となるものでございます。

事業内容につきましては、20ページをごらんください。まずは、左側の食の安全・安心に係る普及啓発についてであります。食品表示の適正化を図るためには、何よりも食品関係者みずから食品表示に関する責任の重大さを再認識し、法令遵守を徹底することが重要でございます。そのため、生産から販売に至る関係者を対象に、食の安全・安心推進研修会等を開催し、関係者の食の安全・安心に対する意識の醸成に努めることとしております。

次に、右側の食品表示に係る監視・指導についてでございますが、県内におきましては、これまで同様、食品表示ウォッチャー及び食品表示110番の設置や、小売店等に対する個別巡回調査を継続して実施してまいりますとともに、必要に応じましてDNA等の科学的な分析検査に基づく表示の真正性を確認する取り組みも新たに強化したところでございます。また、県外におきましても、東京、大阪、福岡の大消費地に県、経済連、消費者等のメンバーから成るみやぎブランドGメンを新設することとしたところであります。宮崎のブランド品目を中心とした県産品の表示状況について定期的に監視するなど、品質表示の適正化を推進する体制を強化したところであります。

以上のような総合的な取り組みを通して、本

県農産物のさらなる安全・安心の確保に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○串間農産園芸課長 それでは、農産園芸課は2本でございます。お手元の委員会資料の21ページをお開きください。

まず初めに、県単新規事業の新みやざき園芸産地再生事業についてであります。本県は全国的にも有数の園芸産地であり、中でもキュウリ、ピーマン等の施設野菜が本県農業を牽引してきたところであります。本県の野菜産出額につきましては、22ページの上のほう、1の施設野菜農家を取り巻く現状に示しておりますように、徐々に低下してまいりましたが、平成18年は冬場の価格向上もありまして、平成17年の626億に対しまして、平成18年は669億円とやや持ち直して推移しております。こういう経過の中で、宮崎の園芸産地を牽引し、築き上げてこられた各産地におけるベテラン栽培農家の方々が高齢化し、リタイアをされてまいりました。また、近年の生産コスト増などさまざまな課題があり、産地においては後継者の減少など担い手の確保が重要な課題となっております。経営規模が小さいため、あるいは規模拡大に踏み切れないなど、後継者が残ることにちゅうちょをしている場合が多々ございます。

このため、本事業では、2の今後の方向性に示しますように、施設野菜で重要な産地内における技術伝承と規模拡大による後継者確保に着目した支援を実施し、施設野菜産地の維持拡大を図ってまいります。

具体的には、3の対策に示しておりますように、経営規模が小さいなどの理由で参入を迷っている後継者が、地域内の若手農業者と技術研さんのために技術向上研究会を結成し、この研

究会に対してJ A等がハウス栽培施設のリースを行う際に支援を実施いたします。さらに、研究会においては、リースを受けたハウスを実証圃として産地内の熟練農家から技術の伝承を受け、技術の向上に努めてまいります。長年練り上げられた栽培技術等が円滑に地域の若手農家群にも浸透していくよう推進をしてまいります。単年度で県内4集団程度の研究会を育成し、産地の維持拡大を推進していきたいと考えております。

事業期間は、平成20年度から22年度までの3年間で、20年度の予算額は2,143万5,000円でございます。

次に、23ページの新規事業、「魅力あるみやざき茶」産地総合対策事業についてであります。本県のお茶につきましては、栽培面積で全国第5位、生産量では全国第4位を誇るものの、知名度としてはまだ十分ではなく、また、最近では急須で飲むリーフ茶の消費が低迷するなど、茶業を取り巻く諸情勢の中で、産地間競争に勝ち抜くための生産、販売、両面の対策が急務となっているところであります。そのような中、宮崎茶業全体の振興を図るためには、生産者、茶商、茶市場などの関係団体が一体となった取り組みが必要という共通認識が生まれまして、24ページの下段に示しておりますように、昨年9月にみやざき茶推進会議が発足したところであります。

本事業の内容につきましては、23ページの(4)の事業内容にありますように、①みやざき茶生産条件整備事業におきましては、高収益で安定した経営体を育成するために、営農集団に対して優良品種拡大のための茶の苗木の新植・改植支援、施肥の新技術導入など、高品質茶生産のために必要な共同利用機械等の導入支

援を行うものであります。②のみやざき茶生産流通PR対策事業におきましては、生産者、茶商、茶市場など関係機関・団体により構成されますみやざき茶推進会議が取り組む生産から消費までの戦略的対策を支援するものでございます。これらの対策により、みやざき茶の銘柄確立と産地拡大を推進してまいります。

事業期間は、平成20年度から22年度までの3年間で、20年度の予算額は2,544万5,000円でございます。

農産園芸課は以上でございます。よろしくお願いたします。

**○押川畜産課長** 畜産課でございます。飼料価格高騰緊急対策事業について御説明いたします。25ページをお開きいただきたいと思います。

まず最初は、26ページのポンチ絵のほうから御説明申し上げたいと思います。上段左に背景を示しております。米国でのバイオエタノール向けトウモロコシの急増などによりまして、配合飼料の価格は、平成18年度の第1・四半期と平成20年度の第1・四半期を比較いたしますと、トン当たり1万9,300円ほど上昇している状況でございます。配合飼料価格安定制度によりまして影響は緩和されているという状況はございますが、畜産農家の実質的負担額は1万円ほど上昇しているところでございます。したがって、配合飼料を年間180万トン消費いたします本県におきましては、農家の負担額が180億円の増加ということになりまして、この金額は本県畜産の産出額1,843億円の約10%に相当しまして、畜産経営にとりまして非常に厳しい状況にあるというふうに認識しております。

このことから、右側でございますが、中期対策といたしまして、自給飼料、それから豚の出荷頭数の改善や牛の分娩間隔の短縮、こういっ

たものの家畜の生産性のアップ、それから食品残渣等の飼料化を、それぞれ5%アップすることを目標に、下段のような事業に取り組むこととしたところでございます。

下段の左側でございます。自給飼料増産対策につきましては、トウモロコシや飼料用稲等の作付を年630ヘクタール拡大するとともに、水田裏等未利用地の積極的な活用、飼料製造用機械等の整備、放牧の推進、こういったものを取り組みまして、自給飼料の増産に努めてまいります。

それから、右のほうでございますが、家畜の生産性向上につきましては、10戸の養豚モデル農場を中心に指導プロジェクトチームをつくりまして、慢性疾病や飼養管理対策、こういったものを重点的に指導いたしまして、生産性の向上を図り、出荷頭数の改善につなげていきたいというふうに考えております。

その下でございますが、焼酎かす等の未利用資源の飼料化につきましては、既存事業や国庫事業で飼料化の取り組みを一層推進してまいりたいというふうに考えております。

25ページに戻っていただきまして、2の事業概要でございますけれども、予算額6,576万4,000円、事業期間は、22年度までの3年間としております。県といたしましては、農業団体や農家と十分連携いたしまして、この難局を乗り切ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

**○那須漁港漁場整備課長** お手元の資料の27ページをお開きください。事業名、豊かな日向灘創出プロジェクトについて御説明いたします。

本県の沖合に広がる日向灘は、黒潮が流れ、カツオ、マグロ等の良好な漁場ではありますが、海岸線や海底地形が単調で天然礁にも恵まれな

いため、プランクトンなどのえさ生物が少ない海域でもございます。そこで、この日向灘を基礎生産力の高い豊かな海域に変えるため、今後本県漁場造成において、海底の栄養分の利用や稚魚のえさとなる生物の増殖を目的とした新しい魚礁の導入に向けた基礎調査を行うことといたしました。

右の資料をごらんください。現在の本県の漁場造成では、魚を集めることを主目的にした魚礁や、稚魚の保護を目的とした増殖場造成を中心に実施し、一定の成果を上げてまいりましたが、水産資源が減少する現状では、日向灘そのものを魚が育ちやすい海へと変えることが課題となっているところでございます。また、もともと基礎生産力の低い日向灘においても、沿岸の藻場の減少や冬場の海水温の上昇など新たな現象も進んできております。そこで、これらを踏まえまして、日向灘を豊かな海に変えていくために、本県の今後の漁場整備において、新たな考えに基づいた新しい魚礁の導入に向けた基礎調査を実施することといたしました。

左の資料にお戻りください。事業の概要でございすが、予算額810万円、期間は20年度から22年度の3カ年でございます。具体的には2の(4)をごらんください。まず、えさ生物の増殖効果の創出でございすが、魚礁が魚を集め、隠れ家となるだけでなく、日向灘でどのような素材が効果的にえさ生物の増殖を行うのか、比較検討する調査でございすが、栄養豊かな海底の海水を表層まで巻き上げる湧昇流を発生させるマウンド型魚礁の適地調査、つまり、平坦な海底に魚礁を積み上げまして、海底の流れを上層まで湧き上げさせるのに適した漁場を調査するものでございすが、この2つの調査で本県

の漁場造成の新たな方向が示されるものと期待しております。以上でございすが。

○宮原委員長 執行部の説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、以上をもって農政水産部を終わります。執行部の皆様には御苦労さまでした。

暫時休憩をいたします。

午前11時58分休憩

---

午後0時2分再開

○宮原委員長 それでは、委員会を再開いたします。

4月16日に行われました委員長会議の内容について御報告いたします。

委員長会議において、お手元に配付の「委員長会議確認事項」とおおり、委員会運営に当たっての留意事項等を確認いたしました。時間の都合もございしますので、主な事項についてのみ御説明いたします。

まず、1ページの(5)の閉会中の常任委員会についてであります。定例会と定例会の間に原則として1回以上開催し、継続案件を審査する必要がある場合、あるいは緊急に協議する事項が発生した場合等には、適宜委員会を開催するものであります。なお、原則として1回以上開催することにつきましては、報告事項等がない場合には委員会を開催しないこともあり得るという趣旨であります。

次に、2ページの(8)の委員長報告の修正申し入れ及び署名についてであります。本会議で報告する委員長報告について、委員会でその内容を委員長に一任と決定した場合、各委員が修正等の申し入れを行う場合は、委員長へ直接

行うこと、報告の署名は委員長のみが行うものとするものであります。

次に、同じく2ページの(9)のマスコミ取材についてであります。従来、録音・録画機材に関しましては、録音した音声の放送での使用は認めないものとするとしておりましたが、今年度より使用を認めることといたしたところであります。

次に、3ページの(12)の調査等についてであります。

まず、アの県内調査についてであります。3点ございます。1点目は、調査中の陳情・要望等については、事情聴取の性格を持つものであり、委員会審査に反映されれば事足り得ること、後日回答する旨等の約束はしないということであります。2点目は、委員会による調査でありますので、個人行動はできるだけ避けるというものであります。3点目は、県内調査ではありますが、特に必要がある場合には日程及び予算の範囲内で隣県を調査できるというものであります。なお、日程につきましては、全国的にも1泊2日で実施している都道府県が多数となっていることから、今年度より2泊3日以内を1泊2日以内で実施することとしております。

次に、イの県外調査についてであります。節度ある調査を行うために、個人的な調査、休祝日、定例会中、調査先の議会中及び災害時の発着、さらには単独行動を避けることを確認するものであります。なお、日程につきましては、県内調査と同様の理由から、今年度より3泊4日を2泊3日以内で実施することとしております。

最後に、ウの国等への陳情につきましては、必要に応じて、所管する事項について関係省庁

に行うものであります。

その他の事項につきましても、目を通していただきたいと存じます。

皆様には、確認事項に基づき、委員会の運営が円滑に進むよう御協力をお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

午後0時5分休憩

---

午後0時6分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

今年度の委員会調査など活動計画案について書記に説明をいたさせます。

○大野書記 それでは、平成20年度の環境農林水産常任委員会の活動計画について御説明いたします。

お手元にお配りしております「平成20年度環境農林水産常任委員会調査等活動計画(案)」をごらんください。

まず、県内調査についてであります。本年度も県内を県北、県南の2地区に分け、実施するものとし、県北地区は5月22日(木)から23日(金)に、県南地区は6月3日(火)から4日(木)に、いずれも1泊2日で実施する予定であります。

次に、県外調査についてであります。本年度は8月20日(水)から22日(金)に2泊3日で実施する予定であります。

次に、閉会中の委員会についてであります。7月23日(水)、11月4日(火)及び1月26日(月)を予定日とし、内容等については直前の定例会中の委員会で確認する予定であります。

最後に、国等への陳情についてであります。陳情は、必要に応じて、所管する部局の陳情項目を関係する省庁等に対して行う予定としておりますので、よろしくお願いたします。



委員会の活動計画については以上であります。

○宮原委員長 書記の説明が終わりました。活動計画（案）にありますとおり、県内調査を5月22日（木）から23日（金）、6月3日（火）から4日（水）の日程で実施する予定であります。日程の都合もありますので、調査先についてあらかじめ皆様から御意見を伺いたしたいと思います。参考までに、お手元に資料として「平成20年度環境農林水産常任委員会調査候補地」を配付いたしております。この資料を含め、調査先等について何か御意見、御要望がありましたら、お出しいただきたいと思っております。また、県外調査につきましても、何か御意見、御要望等がありましたら、あわせてお出しいただきたいと思っております。

暫時休憩いたします。

午後0時8分休憩

---

午後0時12分再開

○宮原委員長 それでは、委員会を再開いたします。

先ほどありましたエコクリーンプラザみやぎの現地調査、きょうのは確認という形ですが、現地調査につきましては、本日調査した上で、改めて日にちの設定をさせていただきたいと思っております。

そのほか、県内調査の日程、調査先等については、先ほど話をしましたように、皆さんの御意見を参考にしながら正副委員長に御一任いただくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

その他何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 ほかに何もないようでしたら、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終わらせていただきます。

午後0時13分閉会